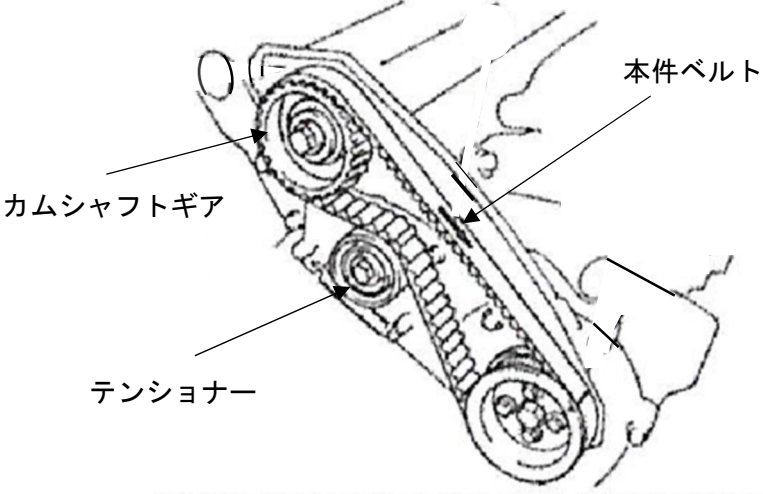


## 船舶インシデント調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年6月27日 22時35分頃
発生場所	大分県大分市 <sup>おおじゅうぎ</sup> 大志生木北方沖 佐賀関港西防波堤灯台から真方位308° 1.6海里付近 （概位 北緯33° 16.1′ 東経131° 50.4′）
インシデントの概要	プレジャーボートせんだいは、航行中、主機が停止して運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年9月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート せんだい、3.7トン 293-31657大分、株式会社千大土木 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力169.20kW、回転数毎分3,600、6気筒、ボア94mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成15年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りを終えて帰航中、主機が停止した。 船長は、プロペラや電気配線等を点検して異状が見当たらなかったため主機を始動しようとしたが、セルモーターは回るものの始動しなかった。 船長は、運航不能と判断して錨泊し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇によって大分市鶴崎泊地にえい航された。 機関整備会社は、本インシデント後に主機を点検したところ、‘カムシャフト駆動用タイミングベルト’（以下「本件ベルト」という。）の張力を調整するテンショナーが経年劣化によって破損していて、本件ベルトが緩み、燃料噴射ポンプ等を作動させるカムシャフトが駆動しなくなっていたことを確認した。（図1参照）

	 <p style="text-align: center;">図1 本件ベルト及びテンショナーの概略 (カバーを取り外した状態)</p> <p>船長は、本船を令和2年8月頃に中古で購入後、機関整備会社に依頼してオイル交換等の主機の点検整備を実施していた。また、長年使用されていた主機（船内外機）に異状を感じたら船外機に換装しようと考えていたので、本件ベルトの点検を実施したことがなかった。</p> <p>主機の取扱説明書によれば、本件ベルトは、3年ごとに機関整備会社による張り等の点検を行うよう推奨されている。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、航行中、本件ベルトのテンショナーが経年劣化によって破損したことから、本件ベルトが緩み主機のカムシャフトを駆動できなくなり、主機が停止して、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、約4年10か月の間、本件ベルトの点検整備を行っていなかったことから、テンショナーの経年劣化に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、船長が、本件ベルトの点検を行っていなかったため、テンショナーの経年劣化に気付かず、本船が航行中、同テンショナーが破損し、主機のカムシャフトを駆動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中古の船舶を購入した船長は、購入前の整備状況を確認し、取扱説明書に従って点検を行い、必要に応じて部品の新替え等を行うこと。</li> </ul>